

報告者の氏名又は名称：_____

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高

(報告者の決算月：_____年_____月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び 拡張資金	支店等に対す る貸付金残高	支店等からの 借入金残高

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
 - 3 「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
 - 4 「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
 - 5 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高
 (報告者の決算月： 年 月決算)
 (千通貨単位)

所在国又は地域	残 高	
	通貨名	

- (記入要領)
- 1 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
 - 2 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
 - 3 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格A 4)

報告者の氏名又は名称：

表3-3 外国関連企業の主要資産負債勘定等

(決算) 月 年 (報告者の決算月)

(千通貨單位)

[illegible]

(記入要領)

- 1 本付表については、本省令第29条各号に掲げるものについて記入すること。
- 2 各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。
- 3 「業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 5 「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)